



令和6年 12月 5日 (木)
(2024年)

No. 16278 1部377円 (税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆米国商標法の「名前条項」と表現の自由
～Vidal v. Elster事件米国最高裁判決の紹介～ (1)

☆オンライン知的財産セミナー (事業に資する知財戦略・知財活動、知財の獲得・活用) (10)

☆オンライン知的財産セミナー (最近の商標審判決における

識別力・類否判断の傾向に照らした自社商標保護の回り方) (11)

☆オンライン知的財産セミナー (新春知財セミナー) (知的財産分野の悩ましい問題について) (12)

米国商標法の「名前条項」と表現の自由

～Vidal v. Elster事件米国最高裁判決の紹介～

大野総合法律事務所

弁護士 山口 裕司

1 米国商標法の「名前条項」とVidal v. Elster事件

2024年11月5日に投票が行われた米国大統領選挙は、共和党Donald Trump候補が返り咲いて勝利する結果に終わった。今回と同様に、Donald Trump候補とライバル候補の中傷合戦は過去の選挙でも激しかった。本稿で取り上げるVidal v. Elster事件は、2016年の大統領共和党予備選挙の討論会で上院議員

のMarco Rubio候補が「トランプは(手が)小さ過ぎる」と述べたことから、Steve Elster氏が、シャツ等を指定商品として「TRUMP TOO SMALL」という商標の登録出願を行った事件である。米国特許商標庁の審査官は、商標がトランプ大統領の名前を本人の同意なく使用していたため、ランハム法2条(合衆国法典15編1052条)(c)項の「(書面による同意がある場合を除き、)生存する特定の個人を示す

弁理士法人 三枝国際特許事務所

代表社員 弁理士 林 雅仁*
社員副所長 弁理士 齋藤 健治。 社員副所長 弁理士 中野 睦子*
社員副所長 弁理士 岩井 智子。 社員副所長 弁理士 菱田 高弘*

化学・バイオ部

淀谷 幸平* 河合 永文* 安藤 有貴*
藤田 雅史。 八木 祥次 鶴 寛
森嶋 正樹 柴垣 善行 植田 慎吾*
北野 善基* 岩澤 朋之 奥山 美保*
東野 匡容* 野村 千澄 戸田 淳子
兼本 伸昭* 内藤 勝志 齋木 瑞恵
池上 美穂* 松野 陽介 冨 理恵*
難波 泰明 西橋 毅

機械・電気部

鶴 寛
植田 慎吾*
奥山 美保*

知財情報室

前田 智子

商標・意匠部

松本 康伸* 森山 彰子
田上 英二。 佐々木 章江。
小川 雅加美* 森 康輔
中村 剛* 中島 富雄。
吉川 麻美。

©東京オフィス
*特定侵害訴訟代理可能

SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシビル
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ダイビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

弁理士募集中
下記QRよりご覧下さい



<https://www.saegusa-pat.co.jp>